

## 川崎市営住宅無断退去に関する事務取扱要領

### 1 目的

川崎市営住宅（以下「住宅」という。）の入居者に無断退去の疑いがある場合の無断退去の認定、住宅使用許可の取消し及び置き去り品の処分等について事務取扱いに必要な事項を定め、速やかな処理を図ることを目的とする。

### 2 定義

無断退去とは、入居者が川崎市営住宅条例（昭和 37 年川崎市条例第 32 号。以下「条例」という。）第 23 条第 1 項の規定による届出をしないで、住宅に居住せず第 4 に規定する決定をした場合をいう。

### 3 無断退去の疑いがある場合の調査等

(1) 入居者に無断退去の疑いがあると認められるときは、次に掲げる方法により入居者の行方を無断退去調書（第 1 号様式）により調査するものとする。

- ア 住宅使用料納入状況の調査
- イ 連絡人及び近隣入居者への問合せ
- ウ 入居者の親族及び勤務先並びに連帯保証人への問合せ
- エ 住民登録の状況及学校への問合せ
- オ 水道、電気及びガスの使用状態の確認

(2) 前号の調査により入居者が無断退去したものと推定できるときは、

- ア 住宅使用者に対し配達証明による出頭通知書（第 2 号様式）を送付する。
- イ 当該通知書が返送されたときは、連帯保証人に対し同様の通知書（第 3 号様式）を送付する。
- ウ ア又はイによる出頭通知にもかかわらず住宅使用者又は連帯保証人の出頭が無い場合は住宅を使用している玄関とびらに、住宅使用者の出頭をうながす貼紙（第 4 号様式）を掲示し、期日までに出頭がないときは、更に当該玄関とびらに住宅の鍵を取替える旨の貼紙（第 5 号様式）を掲示する。なお、玄関とびらに貼紙を掲示したときは、写真撮影により記録しなければならない。

### 4 無断退去の認定

前項による調査の結果、住宅が次に掲げる状況のいずれかにある場合には、占有権を放棄したものとみなし無断退去の認定を行うものとする。

- (1) 使用者及びその世帯全員にかかる転居又は転出が住民票により確認された場合でそれ以降住宅を使用していないと認められるとき。
- (2) 住宅内の主たる家財道具が搬出された場合で住宅を使用していないことが認められたとき。
- (3) 前各号に該当しない場合で正当な理由がなく住宅を 15 日以上使用していないと認められたとき。

## 5 住宅使用許可の取消し

- (1) 前項により無断退去の認定をしたときは、条例第 25 条第 3 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号の規定により住宅使用許可の取消しを行い、公示送達の手立てをしなければならない。
- (2) 前号による使用許可の取消しを行ったときは、その旨を記載した貼紙（第 6 号様式）を住宅を使用している玄関とびらに掲示すると共にその旨を連帯保証人に通知（第 7 号様式）するものとする。
- (3) 前号による手続完了後必要に応じ連絡人及びまちづくり局市街地開発部住管理課職員並びに川崎市住宅供給公社職員の立合いのうえ、鍵を取替えるものとする。

## 6 置去り品等の取扱い

- (1) 置去り品については、連帯保証人又は親族に家財道具引取書（第 8 号様式）を提出させ引き取らせるものとする。ただし、引き取りを拒否したときは市が保管する。
- (2) 滞納住宅使用料については、連帯保証人に請求し徴収しなければならない。

## 7 施行期日

この要領は、昭和 58 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。